

【補償規約】通信端末修理費用保険

第1条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険における保険の対象は、通信端末機器特約第1条（補償対象機器の範囲）に定める通信端末機器で、MERU合同会社が販売した『Screen Protector for iPhone SE』に付随する下記に掲げる端末機器とします。

『Screen Protector for iPhone SE』

対象端末機器は、MERU 合同会社が販売する『Screen Protector for iPhone SE』の購入者が所有するインターネット接続が可能な端末機器（スマートフォン（iPhone SE 第2世代）をいいます。）とします。

ただし、以下の条件を満たすものに限りです。

- a. 本サービス契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末機器
- b. 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末機器
- c. 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国で購入可能な端末機器

① 対象端末機器は、『Screen Protector for iPhone SE』購入日時点で、メーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、『Screen Protector for iPhone SE』購入日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる端末機器とします。

② 保険金の支払いは、本規約第6条（保険責任の始期および終期）で定められた期間において、1端末を上限とし、支払回数は、総計1回を上限とします。
ただし、同一事故による求償は1度きりとするものとします。

- (2) 本条（1）の保険の対象には、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ① 対象端末機器の付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、バッテリー、外部記録媒体等）
- ② 中古製品として購入された端末機器で、本条（1）の条件を満たさないもの
- ③ 対象端末機器内のソフトウェア
- ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている端末機器
- ⑤ 過去に当該対象端末機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたもの
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末機器

第2条（保険の対象の譲渡）

さくら損害保険株式会社（以下、「保険会社」）は、被保険者が保険の対象を譲渡した場合には、その事実が発生した時にその保険の対象に対する効力を失います。

第3条（被保険者の範囲）

この保険における被保険者は、本規約第1条（保険の対象の範囲）に定めるサービスの購入者とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 保険会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が本規約第1条（保険の対象の範囲）で規定するサービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- ② すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- ③ 利用開始日以前、もしくは利用契約が終了した日の翌日以降に対象端末に生じた損害
- ④ 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。）純正品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された純正品以外の場合
- ⑤ 対象端末機器を被保険者が家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- ⑥ 対象端末機器が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- ⑦ 対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料および費用支払時の事務費用等）
- ⑧ 修理費のなかに航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用
- ⑨ 国外での盗難による損害
- ⑩ 自然故障
- ⑪ 盗難による損害
- ⑫ 国外で生じた損害

第5条（他の補償との重複）

保険の対象がメーカー保証、キャリアによる補償制度等（以下、「他の補償制度」といいます。）により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

第6条（保険責任の始期および終期）

保険会社の保険責任は、保険契約者が購入者に対し販売する本規約第1条（保険の対象の範囲）に記載のサービスの利用開始日の午前0時に始まり、1年後の午後12時に終わります。

第7条（保険金額）

保険会社は、下記の通りに保険金額を設定します。

修理費用保険金額

① スマートフォン (iPhone SE 第2世代) 3万円

第8条 (支払限度額)

保険会社は、下記の通りに支払限度額を設定します。

① 修理可能の場合……修理費用(有償交換の場合も含みます。)

ただし、プランごとに本規約第7条(保険金額)に定める保険金額を上限とします。

② 修理不能の場合

……1万5千円を上限として、購入価格の50%をお支払します。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、1万5千円を上限として再購入価格の50%をお支払いします。